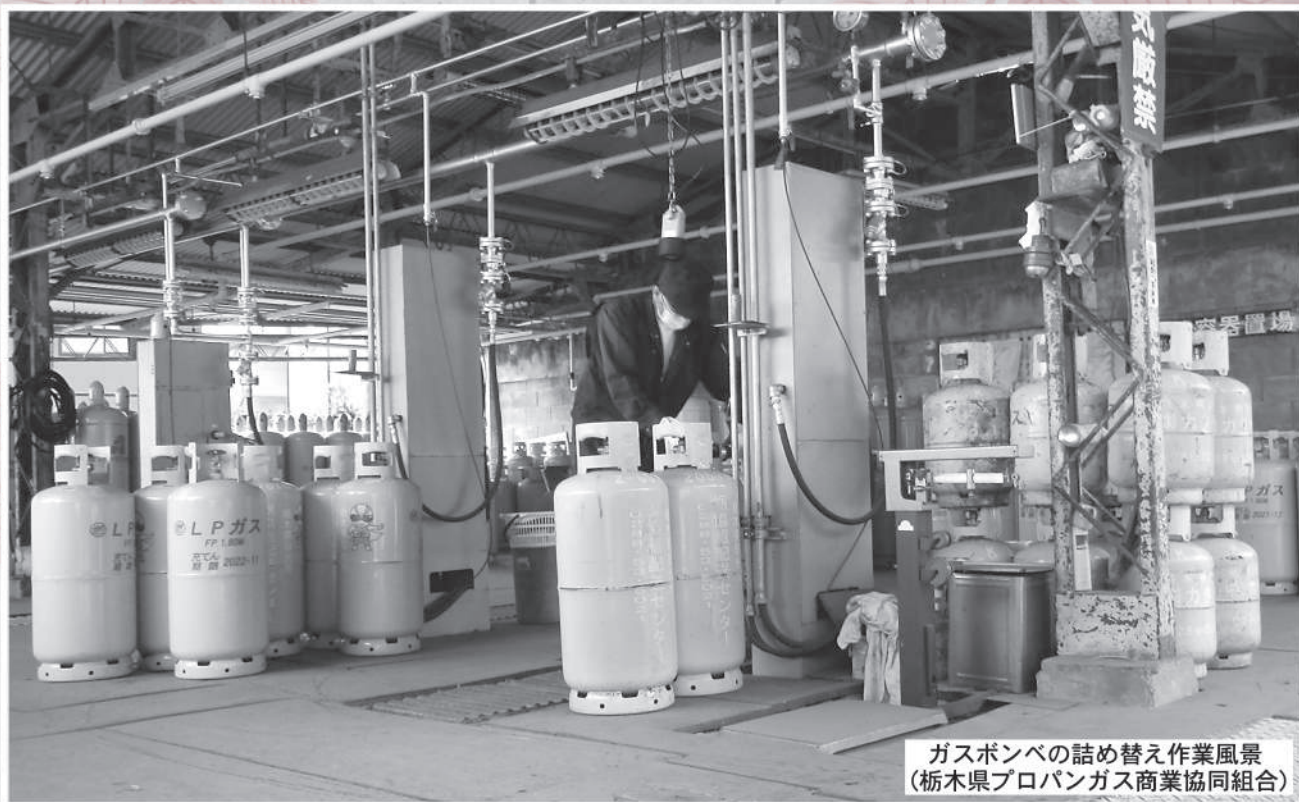


中央会 ・とちぎ・ Monthly 12

2021 vol.643

特集 インボイス制度の概要について



ガスボンベの詰め替え作業風景
(栃木県プロパンガス商業協同組合)

page
3

組合NEWS

- ▶ 日光建設業協同組合
- ▶ 栃木県クリーニング業生活衛生同業組合
- ▶ 栃木県道の駅連絡協議会

page
4

FLASH ～中央会の活動状況～

page
6

景況レポート (令和3年10月)

page
8

組合インタビュー「この人に聴く」

Vol. 32: 栃木県プロパンガス商業協同組合
添野 雅晴理事長

page
10

Q & A 役員定数について

page
11

関係機関からのお知らせ

page
12

中央会からのお知らせ

令和3年10月1日より登録申請開始されました！ インボイス制度の概要について

インボイス制度とは？令和5年10月1日から開始！

インボイス制度とは正式名称を「適格請求書等保存方式」と言います。インボイス制度が始まると、所定の記載要件を満たした適格請求書（インボイス）の発行・保存が消費税の仕入額控除の適用要件となります。取引の売手・買手となる事業者は、消費税の納税に関して新たな書類の保存義務が発生します。

売手

売手である適格請求書発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります。

買手

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である適格請求書発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

※買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

適格請求書（インボイス）とは？

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝える手段であり、請求書や納品書、領収書やレシート等が含まれます。インボイス制度が始まると、現行の「区分記載請求書」の記載事項に加え登録番号等の記載が追加されます（以下参照）。なお、不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食業、タクシー業などは、適格請求書に代えて適格簡易請求書を交付することができます。

◆適格請求書の記載事項（請求書、納品書）

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

△△商事(株)
登録番号 T 012345...

11月分 131,200円

××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

* 軽減税率対象

◆適格簡易請求書の記載事項（レシート、領収書等）

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率

スーパー○○
栃木県...
登録番号 T 123456...

××年11月30日

領収書

ヨーグルト *	1	¥108
カップラーメン *	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥550
10%対象		¥224
消費税額		¥550
お預り		¥1,000
お釣		¥126

* 軽減税率対象

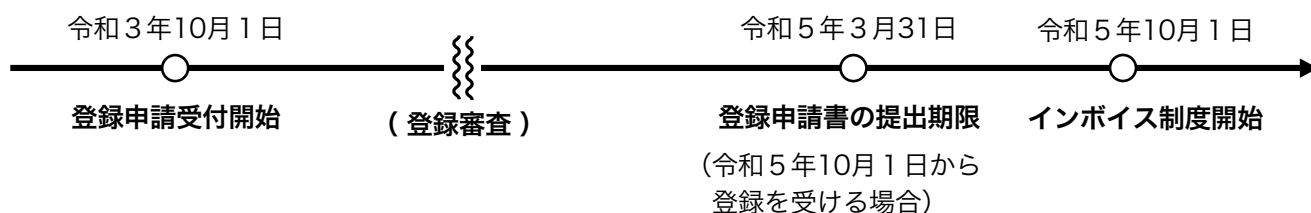
適用税率又は消費税額等のどちらかを記載
※両方記載することも可能



重要!

- ▼ 適格請求書（インボイス）を発行できるのは、「**適格請求書発行事業者**」に限られます。
- ▼ 適格請求書発行事業者は税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し登録を受ける必要があり、**令和3年10月1日より登録申請受付が開始**されました。
なお、**課税事業者でなければ登録を受けることはできません。**
- ▼ 適格請求書発行事業者は、適格請求書を**交付する義務**及び交付した請求書の**写しを保存する義務**が課されます。

登録申請のスケジュール



★登録申請は、「郵送」または「e-Tax」で手続きができます。国税庁では、申請から登録通知の受領まで手続きがスムーズに行えるe-Taxの利用を推奨しています。

★審査を経て、適格請求書発行事業者として登録された後に登録番号が発行されます。この登録番号は法人事業者の場合は「T+法人番号」、個人事業者の場合は「T+13桁の数字」とされています。

インボイス制度導入後の収益への影響

		自社	
		課税事業者（登録事業者）	免税事業者
取引先	課税事業者	影響はない。	適格請求書等を発行できないため、取引の相手方が仕入税額控除を行うことができず、値下げや取引縮小など取引に影響が及ぶ可能性がある。
	免税事業者	受領する請求書は適格請求書ではないため、仕入税額控除が適用できない。そのため、経過措置期間※を経て段階的に消費税の納税額が増加する。	影響はない。

免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、まず課税事業者になる必要があります。

※経過措置について

インボイス制度の実施後は、原則インボイス発行事業者以外から行った課税仕入れに係る税額控除ができなくなりますが、制度開始後6年間（令和11年9月末まで）は仕入税額相当額の一定割合を控除可能な経過措置が設けられています。

■お問合せ先

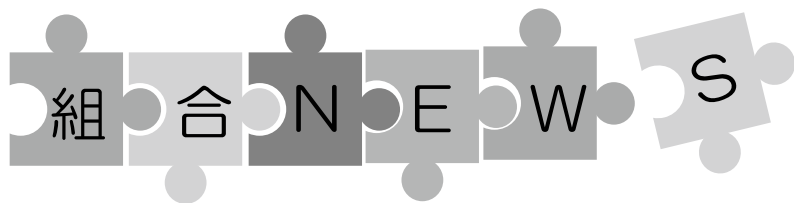
インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。

【専用ダイヤル】0120-205-553（無料） 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

※インボイス制度の詳細及び適格請求書発行事業者の登録申請については国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「インボイス制度特設サイト」をご確認ください。



インボイス制度
特設サイト



■ 除雪隊出動式を実施しました。

当組合では本格的な雪の季節を前に、日光土木事務所管内の国道・県道の除雪を行う除雪隊の出動式を行いました。当日は組合関係者や警察などおよそ70人が参加したほか、除雪車9台がそろい、安全で確実な除雪作業の決意表明を行うとともに、日光土木事務所長から安全キーの引き渡しを受けました。

日光土木事務所が管轄する道路は、国道・県道合わせ500キロにわたります。それらを105台で編成される除雪車両が、除雪や凍結防止剤の散布などを行い、交通の安全を確保しています。特に来年1月には「いちご一会とちぎ国体」の冬季大会があるので、組合ではより一層身を引き締めて作業に当たっていく方針です。

日光建設業協同組合



■ 「クリーニング師試験受験準備講習会」を実施しました。

栃木県クリーニング業生活衛生同業組合

クリーニング所（洗濯物の受け取りや引渡しのみを行う取次店は除く）には、必ず1名以上の「クリーニング師」を置くことが法律により定められており、毎年国家試験が行われています。当組合では、クリーニング師を目指す方々を対象に、試験対策の講習会を2日間のカリキュラムで開催いたしました。当日は、県生活衛生課OBの森重直樹氏による衛生法規及び公衆衛生に関する知識についての講義、また当組合理事による洗濯物の処理及び繊維、薬品に関する知識について講義が行われたほか、試験科目であるYシャツのアイロンがけの実技対策を行いました。



■ 令和3年度接遇講習会を実施しました。

栃木県道の駅連絡協議会

11月10日(水)に令和3年度道の駅接遇講習会を実施しました。今回は全国道の駅女性駅長会副会長の織田紘子氏をお呼びし「道の駅マナー研修～道の駅ならではの接客マナーについて～」をテーマに、「また来たい」と思わせる慎重・丁寧な接客方法について研修を行いました。マスクの着用が日常化している現代、表情が相手に見えづらいため、アイコンタクトや身振り手振り、抑揚をつけた話し方をこれまで以上に意識することが大切であることを学びました。また、参加した県内9駅によるグループワーク、発声練習を行い、親交を深めました。



》 県産品アソート支援事業 第1回セミナー

10月26日(火)、株式会社スリーウィン 代表取締役 根本元氏をお呼びし、「コロナ禍でのネット販売の現状と今後の展望～実店舗販売とネット販売のメリット・デメリット～」をテーマにセミナーを開催いたしました。

当日は、近年急速に需要が高まりつつあるインターネット通販の現状や主なECサイトの特徴について解説されたほか、実店舗販売とネット販売のメリットとデメリットを理解し、商品に磨きをかけていくことが必要とのお話がなされました。



》 ものづくり企業展示・商談会2021

10月27日(水)、株式会社足利銀行主催による「ものづくり企業展示・商談会2021」が、宇都宮市のマロニエプラザ大展示場で開催されました。このイベントは本会も共催機関となっており、今回はものづくり補助金に採択された8社が栃木県中央会から参加いたしました。

今年はコロナ感染防止のためブースの出展を中止し、商談会のみで開催になりましたが、出展企業93社、発注企業32社が参加し、それぞれ活発な商談が行われました。



》 経済5団体による知事への要望

10月28日(木)、栃木県経営者協会、栃木県経済同友会を筆頭に、栃木県商工会議所連合会、栃木県商工会連合会及び本会の経済5団体により、新型コロナウイルスに対応した社会経済活動の再開について福田富一県知事に要望書を提出いたしました。各要望は、コロナ感染拡大の第6波に備え、PCR検査体制の拡充と医療提供体制を確保するとともに、経済活動の回復に向け観光促進策の推進を図ることです。一方、各経済団体においても職場における感染防止対策の徹底や時差出勤、テレワークの推進を積極的に取り組むことを表明しました。



》 組織化推進連携会議

中小企業の連携促進のためには、各地域の行政機関や支援機関との緊密な協力体制の確立が必要不可欠です。そこで本会では、県内各地域の情報交換及び新たな支援ニーズの相互把握並びに人的ネットワークの構築を目的として、市町の商工業担当者や支援機関の指導員の方々等との連絡会議を開催しております。今回は県央、県北、県東、県南の4ブロックに分かれて、管内商工業の動向や各機関の中小企業支援の取組状況等について情報交換を行いました。



》 諸制度改正に伴う専門家派遣等事業に係る全体講習会

11月12日(金)、ジャイロ総合コンサルティング株式会社 顧問 大木ヒロシ氏をお呼びし、「Withコロナ時代の経営戦略」をテーマに講習会を開催いたしました。

現在コロナ禍の影響により、業界・業種によって大きく明暗が分かれる状況になっています。この時代に事業を再構築するには、政治、経済、社会、テクノロジーすべての面からみても、「DX対応」がポイントとなり、無駄を排除し、かつ時代に合った経営にシフトする必要があるとのお話がなされました。



》 女性グループ交流事業 第1回研修会

11月16日(火)、CELL-BODY 代表 久野真子氏をお呼びし、「美しい姿勢と変わる私、素敵な明日へ～日々の業務に全力で向き合うための健康管理～」をテーマに女性経営者・組合役職員等を対象としたセミナーを開催いたしました。日々の生活をイキイキと過ごすためには「栄養」「休養」「運動」の質を高め、バランスを保つことが重要とのお話がなされたほか、それぞれの事務所で空き時間に座ったままできるストレッチやトレーニング方法を解説いただき参加者全員で実践いたしました。



景況レポート

～52名の情報連絡員による報告～

令和3年10月分

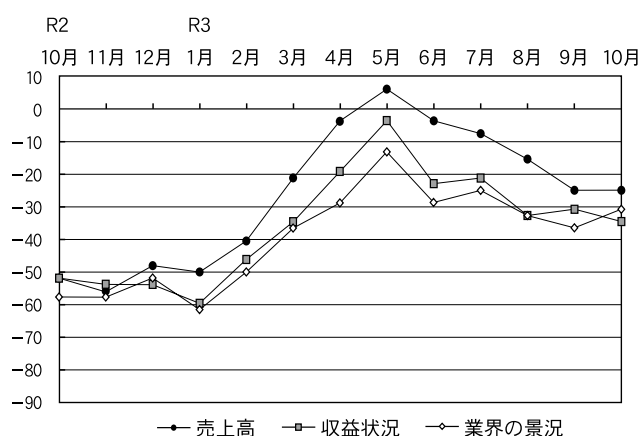
10月の県内DI値は、前月と比較して、売上高は変わらず、収益状況は-3.8ポイント悪化、業界の景況は+5.8ポイント改善された。3度目の緊急事態宣言が解除されたことにより、経済活動の回復が見込まれていたが、世界的な原材料不足と価格高騰により収益への圧迫が深刻化し、景況は足踏み状態が続いている。一方で、経済活動は徐々に再開しており、今後に期待する声も寄せられている。

景況天気図（前年同月比のDI値）

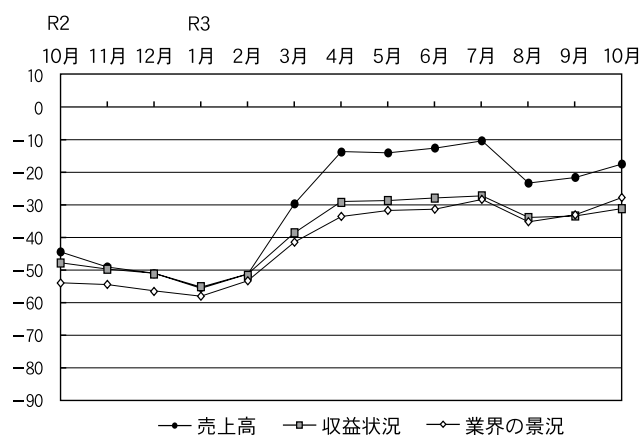
	全 体	製造業	非製造業
売上高	 -25.0	 -28.0	 -22.2
在庫数量	 -8.6	 0.0	 -30.0
販売価格	 -3.8	 8.0	 0.0
取引条件	 -11.5	 -12.0	 -11.1
収益状況	 -34.6	 -32.0	 -37.0
資金繰り	 -21.2	 -4.0	 -37.0
設備操業度	 -8.0	 -8.0	
雇用人員	 -15.4	 -20.0	 -11.1
業界の景況	 -30.8	 -28.0	 -33.3

DI値の推移（対前年同月比）

▼栃木県



▼全国



※DI (Diffusion Index) 値とは、景気の動きをとらえるための指標です。各景況項目について「増加・好転」との回答した業種から、「減少・悪化」との回答をした業種の割合をもとに示しております。

 30 以上	 10 以上 30 未満	 -10 以上 10 未満
 -30 以上 -10 未満	 -30 未満	

製 造 業	食 料 品		緊急事態宣言が解除されたが、景気の改善に繋がる様子は見られない。また、輸入豆価格の値上がりが予想され、今後厳しい状態が予想される。(あん類製造業)
	繊維工業		生産量が去年より30%減少し厳しい状態。11月は一番仕事量が少ない時期だけに先が見えない。受注品に対しても、原材料の入荷が悪く生産に大きく響いている。(縫製業) コロナの感染状況に落ち着きが見えてきたが、業況はまだ厳しい状態。原料、燃料の高騰もあって、収益状況への懸念も生じてくる可能性も感じる。ただ、昨年と比べ明らかに問合せ案件数やサンプル、現物発注の集荷件数などが増加しているので、このままコロナの収束とともに業況の好転を期待している。(網・レース・繊維粗製品製造業)
	木 材 ・ 製 品		ウッドショック問題により先行きが見えない状況である。住宅については、バス・トイレ設備の値上がりが顕著であり、係る理由により、住宅価格が前年と比して約20%程度上昇している。(一般製材業) 総じて状況悪化先が多いが、一部には売上・収益ともに改善傾向の先が見られ、2極化が進んでいる。木材(ウッドショック)以外でも、各種資材等の品薄・価格高騰が収まらず現下最大の経営課題となっている。今後は原油価格の上昇による影響が懸念される。(家具・建具製造業)
	印 刷		未だ続くコロナ禍の影響により、印刷物受注の大幅な減少や各種イベント等が開催されず、各社深刻な状況が続いていることで危機意識がさらに強まっている。(印刷業)
	窯 業 ・ 土石製品		コロナ蔓延のため、陶器市が4回中止になり益子焼業界全体の収入が減っていると思われる。観光客も減少している。(陶磁器・同関連製品製造業)
	鉄 鋼 ・ 属 金		原材料費、燃料費の高騰が続いており先行きが懸念される。(金属製品製造業)
	一般機器		前年同月と比較し、全般的に売上高は増加傾向となっているが、仕入れ資材の高騰並びに一部調達が困難な状況が見受けられ、操業度(稼働)に影響を受けている企業がある。企業間格差があるものの収益が悪化している企業は少なくなってきた。今後の経営上の懸念はあるものの、企業努力により最悪な状況は回避出来ているので今後も動向に注視していく。(一般機械器具製造業)
非 製 造 業	卸 売 業		一部業者を除き全体として売上高、収益状況、業況等は前年同時期に比べ好転となった。(各種商品卸売業)
	小 売 業		新車納期の遅れ(生産減少)の為、下取中古車の減少及び高年式中古需要に対応する玉不足で、相場高騰・仕入困難・収益圧迫。(中古自動車小売業) 緊急事態宣言も解除され、多少客足も戻るかと期待していたが、厳しい状況は変わらなかった。失ってしまった客層ではなく、新たな客層へ訴え、減少分をどこでどう補うかが重要である。(各種商品小売業) 例年のとおり高冷地の産地が終わりを迎えてきたのと、中旬以降の冷え込みも影響し暖地物も含め全体的に市場への入荷量は少な目で単価高での推移となった。婚礼はブライダルシーズンということもあり、出席人数を減らすなどの形で式を挙げるカップルが増えてきている。11月の婚礼シーズンピークに期待が高まる。葬儀は、少しずつ大型葬も行われるようになってきた。街中でもイベントが復活してきており、会場装飾などの受注も増えている。(花・植木小売業)
	サービス業		緊急事態宣言解除となったが、市内全域のホテルの稼働率は平均50%をやっと超えてきた状況。第6波が想定されているがその前にどこまで戻せるかがアフターコロナを見据えた中で重要。宴会は未だコロナにより100%ダウン。飲食店は緊急事態宣言から人数制限も解除され11月が勝負。(旅館・ホテル) 売上高が若干増加したものの、売掛金の増加により資金繰りが悪化傾向にある。(自動車整備業) 宅配関係の物流業務の受託量が増え、増収となっている。コロナによる緊急事態宣言が解除され、対策のための消耗品費を削減できている。(ビルメンテナンス業)
	建 設 業		各組合員とも受注量は増加傾向にあるものの、1現場あたりの単価は低く、売上高においては対前年同時期並みの売上にとどまっている。(職別工事業)
	運 輸 業		定期案件(コロナPCR関連、食品関連、新聞媒体等)が10月をもって減便、終了となり、売上高が落ち込み減収につながった。下半期のスタートと重なり厳しい状況が続くことになる。(貨物軽自動車運送業)
	その他の非製造業		大谷石の引合いは多くなっているようだが一律ではない。また、地区内に9月中旬にオープンした集客施設への人出が多く、周辺飲食店への波及が出ている。(大谷石採石業)

※情報連絡員の方より頂いたコメントの中から一部掲載しています。
集計結果の詳細は本会HP (<http://www.tck.or.jp/>) をご覧ください。

栃木県プロパンガス商業協同組合

理事長 添野 雅晴 さん

プロパンガス（＝L P ガス）は日本全世帯の約4割で使われている身近なエネルギーで、料理をしたり、部屋を暖めたりと私たちの生活の必需品となっています。

今回はそんなプロパンガスの販売・配送を行う、栃木県プロパンガス商業協同組合の添野理事長に、組合の活動状況や今後の展望についてお聞きしました。



添野理事長

初めに組合設立の経緯について教えてください。

当組合は昭和34年3月、日光地区でL P ガスを販売する24社により、L P ガスの安定的な供給と配送の代行業務を行うことを目的に設立されました。その後、工場の建設や組織体制の整備等、6年間の準備期間を経て昭和40年に業務を開始し、公共施設や一般消費者への共同販売を通してL P ガスの市況の安定や保安の確保に努めています。

設立から今年で62年、この間に都市ガスやオール電化の伸長、電力の小売が全面自由化するなど、社会のエネルギー需要が大きく変化しました。それに伴い、市場の縮小やエネルギー業者間での競争等、事業環境の激変に直面しています。だからこそ“横のつながり”を大切に、今自分たちが取り組むべきことを着々として行うことが重要と考えています。

組合で行っている事業について教えてください。

当組合では、L P ガス及び灯油の共同販売、配送業務を受託しており、配送先は一般消費者の他に市営住宅や県営住宅、市内一部の小中学校など、公的機関にも届けています。ガス漏れなどのトラブル発生時にも迅速に対応できるよう、緊急時連絡体制を備えており、24時間365日対応を受け付けています。

L P ガスは、地下に埋められたガス導管を通して供給される都市ガスとは異なり、各家庭、各物件にガスボンベを配置して供給しています。配送時や定期的な点検のたびにお客様と顔を合わせることで、



配送用のガスボンベ

信頼関係を築きやすく、逆にお客様の「異変」にも早めに気づくことができます。これを地域貢献に活かさないかと以前から模索しており、ようやく今年9月に、社会福祉法人日光市社会福祉協議会と「地域見守り活動」に関する協定の締結に至りました。

具体的な取り組みは、ガスの配送や点検時に住民の様子で気になった事や利用者から受けた相談を社会福祉協議会に情報提供し、適切な機関に繋げることです。これにより地域住民の方が孤立することなく安心して暮らすための手助けができる

と共に、ガスの配送だけではなく「見守り」という付加価値の提供に繋がり、顧客に選ばれる企業になることができます。

先月、見守り活動の開始に当たり、社会福祉協議会も交えて活動の趣旨についての勉強会を開催しました。高齢者、障がい者、幼児における見守りのポイントや想定される異変について知るとともに、異変を発見した際の対応についてシミュレーションを行いました。

開始して間もないですが、現在までに既に2件の気づきを社会福祉協議会と共有し、適切な支援へと繋げていただきました。高齢者独居世帯や地域と関わりの薄い世帯の増加により今後このようなサービスは需要が高まると考えられるので、当組合の活動がきっかけとなって他業種においても取組みの輪が広がるといいなと思いますね。

これらの事業の他に、各種研修会を開催しています。毎年1度開催している保安研修会では、LPガスの安全な取り扱いに向けて専門家の先生をお呼びして行っています。今年はクラウド型自動検針・集中監視サービスについて研修を行いました。毎年、ほぼ全組合員が参加していただいています。

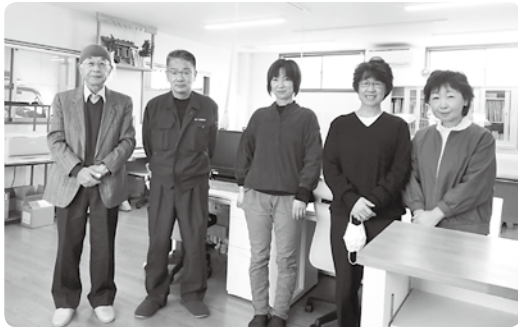
他にも組合事務局向けに、災害など緊急時の対処や実際の事故事例などについて勉強する機会を設け、組合のレベルアップを図っています。



保安研修会の様子

今後の展望について教えてください。

LPガス業界では、経営者の高齢化や後継者不足が深刻化しており、当組合においても組合員の約半分以上が事業承継の問題に直面しています。最近では当業界に限らずM&Aによる事業承継を活用する会社も増えていますので、組合でもアンテナを高くして、情報の収集、提供に取り組んでいきたいですね。



新事務所にて組合事務局の皆さん

話は変わりますが、当組合では先日、組合事務所をリニューアルしました。事務局や組合員のコミュニケーションが円滑に進むよう、広々とした空間には来客用スペースも設置しました。デスクも新調し、気持ちよく仕事ができます。心機一転、組合という特性を活かして、個々の企業ではできないことに今後もチャレンジしていきたいですね。

最後に中央会に期待することを教えてください。

中央会に期待することは、異業種交流の場の創設です。やはり私たちは他業界との関わりが薄くなってしまうので、どうしても孤立してしまいます。ぜひ中央会に架け橋となっていただき、様々な業界の方と意見交換をしてみたいです。よろしくお願いいたします。

代 表 者	添野 雅晴 (㈲エネックスつるや 代表取締役)
設 立	昭和34年3月6日
所 在 地	栃木県日光市野口638-1
電 話	0288-53-5021
組合員数	17社

本日はありがとうございました。

今回取材させていただいた添野理事長は、様々な事業を通してLPガス業界の発展を目指しておられ、その向上心や姿勢に敬服いたしました。

そんな添野理事長のご趣味は油絵と書道だそうです。どちらも見せていただきましたが、趣味の域を超えた腕前でとても驚きました！特に、油絵はギャラリーでの展覧会を開かれることもあるそうです。

多才な理事長と楽しくお話をさせていただき時間があっという間でした。添野理事長、ありがとうございました。

Q

中小企業等協同組合法（中協法）第35条第6項に「理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、3ヶ月以内に補充しなければならない」となっているが、

- (1) 定数とは何を指すのか？
- (2) 例えば、役員の定数及び選任について「本組合の役員は理事25人以上30人以内、監事3人又は4人とする。」としてあるとすると、この場合、理事の上限30人の3分の1、つまり10人欠けても補充選挙しなくても良いのか？また、25人を下限と決めているのでこの場合は5人欠けて25人になっても補充選挙の必要はないのか？

A

(1) 役員の定数は、中協法第35条第2項により、理事及び監事の別に確定数を記載することを要します（絶対的必要記載事項 中協法第33条第1項第11号）。中協法制定時には確定数を定めることとされていましたが、役員の死亡等により欠員を生じた場合に、その都度選出することは、運営上相当な負担となることから、「〇〇人以上△△人以内」との規定も確定数としています。そのため、その幅は小さくすることが必要です。

(2) 組合は、常に定数を充足するように役員を選出しておかなければなりません。役員補充の場合における取扱いについては、定款に記載した下限を基準とすることにしていきますので、理事25人を欠いた場合には、早急に補充する必要があります。中協法は特に欠員が定数（下限数）の3分の1を超えた場合には、3ヶ月以内の補充義務を課しています。本件の場合、25人の3分の1超、即ち9人が欠けて16人になった場合に3ヶ月以内の補充義務が生じることになります。

（全国中小企業団体中央会「組合質疑応答集」より転載）

事業承継を「無保証人融資」で後押しします！！

当協会では、中小企業者の事業承継を後押しするために「事業承継特別保証制度」を取り扱っています。詳しくは、当協会ホームページをご覧ください。



明日をひらく中小企業とともに

栃木県信用保証協会

「事業承継特別保証制度」概要

■ご利用いただける方

事業承継計画を有する法人で、事業承継後または事業承継の準備段階における資金調達の際に経営者保証を不要とする融資を希望する方

■保証限度額：2億8,000万円

■保証期間：10年以内

■保証人：不要

■保証料率：0.45%～1.90%（※）

※経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合、0.20%～1.15%

経済産業省からのお知らせ

原油価格上昇に伴い関連中小企業・小規模事業者対策を行います！

～原油高でお困りの方、積極적으로活用ください～

中小企業庁は、原油高の影響を受けた中小企業・小規模事業者に対する資金繰り支援策として、日本政策金融公庫等の制度の実施に合わせて、中小企業・小規模事業者対策を行っています。

◎特別相談窓口の設置

「原油価格上昇に関する特別相談窓口」を本日付で設置し、原油価格上昇の影響により資金繰りに困難を来している中小企業者に対する資金繰りや経営に関する相談を受け付けます。

◎セーフティネット貸付の運用緩和

日本政策金融公庫等が実施するセーフティネット貸付の要件を緩和し、支援対象を原油高等により今後の影響が懸念される事業者にまで拡大します。

◎下請事業者に対する配慮要請

関係事業者団体対して、原材料・エネルギーコスト増加分の適正な価格転嫁等を要請するとともに、親事業者による一方的な価格設定などの買いたたきや減額など違反行為が認められた場合は、下請代金支払遅延等防止法に基づき、厳正に対処します。

◇詳細につきましては経済産業省HPをご確認ください。



栃木県からのお知らせ

地域企業感染症対策新事業展開支援補助金のご案内

県内の中小企業者等が行うウィズコロナ・ポストコロナに向けた新たな取組を助成し、事業の継続を支援することで経営の安定化を図ることを目的に、栃木県では地域企業感染症対策新事業展開支援補助金の公募を開始しました。

■公募期間：令和3年10月18日(月)～令和4年1月17日(月)

(事業実施終了期限：令和4年3月4日(金))

■補助対象者

- ①県内に1年以上事業所を有する中小企業者等
- ②申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、2019年又は2020年1～3月の同3か月の合計売上高と比較して、5%以上減少している者

■補助内容

新たな事業展開に必要な設備導入、施設改装工事、

E Cサイトやオンラインサービス等の構築、情報サイトへの広告掲載 等

■補助額等

- ・補助上限額 500万円(下限100万円)
- ・補助率 2/3以内

■申請方法

申請には、経営革新計画または経営革新計画に準じた計画が必要になります。また、ポータルサイトからのオンライン申請のみ受付(郵送・持参不可)であり、申請には、「GビズIDプライムアカウント」の取得が必要です。



中央会からのお知らせ

中央会

12月 イベントカレンダー

日時	内容	場所	担当者
12/7(火) ～10(金)	新価値創造展 2021	東京ビッグサイト	村上
12/9(木) 13:00～	女性グループ交流事業 第2回研修会 「職場で家庭で!!気持ちの良いコミュニケーションの ススめ～アサーショントレーニング～」	宇都宮卸商業団地(協) 会議室	早乙女・駒場
12/10(金) 14:00～	緊急時組合連携事業 「災害・コロナに負けない BCP・ 事業継続力強化計画策定入門セミナー」	栃木県青年会館 コンセーレ	渡邊・下妻
12/15(水) 14:00～	優先的課題解決型講習会 (第1回) 「中小企業の SDGs ～今日からできる SDGs～」	パルティ とちぎ男女共同参画センター	駒場・村上
12/21(火) 14:00～	県産品アソート推進事業 第3回セミナー 「ゼロからはじめるネット販売 ～担当者が身に付けておくべき基礎知識～」	ホテルニューイタヤ	駒場・小林

※お問合せは【☎028-635-2300】までお電話ください。

INFORMATION 全国中小企業団体中央会創立65周年記念式典・祝賀会を開催

全国中小企業団体中央会では創立65周年を記念し、11月5日(金)、ホテルニューオータニにおいて記念式典・祝賀会を開催しました。記念式典では、中小企業団体中央会の発展に多大な功績のあった方々への表彰が行われ、本県からは本会副会長の横倉正一氏(丸正食品協同組合 代表理事)及び中央会職員1名に「中小企業庁長官表彰」が授与されました。誠にありがとうございます。

編集後記

2021年最後のMonthlyとなりました。今年も残すところあとわずか。皆様にとって今年はどうな一年だったのでしょうか。「新しい生活様式」もいつの間にか日常となり、コロナと共存しながら少しずつ社会が動いてきているように感じます。今年もコロナ禍の年越しになりそうですが、来年は明るい話題が多い年になればいいですね。

今年も当機関誌をお読みいただき、ありがとうございました。来年もどうぞよろしくお願ひいたします。

組合の情報やPRチラシを、 「中央会 MONTHLY とちぎ」に同封しませんか？

商品やイベントの告知をしたい方、組合チラシを幅広く配布したい方、ぜひ当会「チラシ同封サービス」をご活用ください。発送コストの削減や、効率的なPRが可能となります！詳細はお電話にてお問合せください。